

奈良県告示第五百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

三郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業三郷町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十一年三月二十九日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

昭和五十一年三月奈良県告示第六百八十四号、昭和五十二年一月奈良県告示第五百五十九号、昭和五十三年十月奈良県告示第四百十三号、昭和五十九年一月奈良県告示第六百四十四号、平成二年三月奈良県告示第六百五十一号、平成四年三月奈良県告示第五百九十四号及び平成十年三月奈良県告示第六百一十一号の事業地のうち三郷町立野南三丁目地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

昭和五十一年三月奈良県告示第六百八十四号、昭和五十二年一月奈良県告示第五百五十九号、昭和五十三年十月奈良県告示第四百十三号、昭和五十九年一月奈良県告示第六百四十四号、平成二年三月奈良県告示第六百五十一号、平成四年三月奈良県告示第五百九十四号、平成十年三月奈良県告示第六百一十一号、平成十三年三月奈良県告示第五百四十九号、平成二十年三月奈良県告示第四百十二号、平成二十三年三月奈良県告示第四百二十六号及び平成二十六年三月奈良県告示第四百十二号の事業地のうち三郷町大字南畑字長尾山、字赤帽子、字ロン代、字芦ヶ屋、字西法芦、字滝及び字奥谷、大字立野字向原、信貴南畑一丁目、信貴山西、大字勢野字バラ谷、字ナカビ、字ナナクラ、字フナワ坂、字谷、字竹田、字小山田及び字辻ノ垣内、勢

野北一丁目、勢野北四丁目、勢野北五丁目、勢野東二丁目、勢野東三丁目並びに勢野東四丁目地内において事業地を変更する。